

平成30年度第1回川口市廃棄物処理施設専門委員会 議事録

平成30年度第1回川口市廃棄物処理施設専門委員会
1 開 会
2 挨拶
事務局紹介
議題（1）委員長・副委員長の選任について
① 委員長の選任 事務局から、資料に基づき説明。 委員の互選により、河村委員が委員長に選任された。 選任後、河村委員長が委員長就任の挨拶を行った。
② 副委員長の選任 事務局から、資料に基づき説明。 委員の互選により、小野委員が副委員長に選任された。
③ 議事録署名人の指名 河村委員長が松本委員を議事録署名人に指名した。
議題（2）会議の公開について
事務局から、資料に基づき説明。 委員長が、本委員会の会議は公開を原則とすることを基本的な方針とする旨を提案し、そのとおり決定した。 また、傍聴要領は案のとおり決定した。

議題（３）その他

委員	<p>廃棄物処理施設を循環型社会に適応した施設にすべきだという考えが増えてきたことに伴い、リサイクルの観点からの議論がされる傾向にある。しかし、廃棄物処理とリサイクルの境界は曖昧であり、リサイクルに関する審査基準も定まっていないため、感覚的な議論に陥りやすい。</p> <p>そこで、リサイクルに対する考え方について、一定の基準を定めることが望ましいと考える。</p> <p>川口市においても、他県の例を参考にするなどし、廃棄物処理施設におけるリサイクルに関し、考えを整理して欲しい。</p>
委員長	<p>それは、廃棄物処理施設やリサイクル施設等、施設に関することと、そこで作られるリサイクル品のどちらに着目した整理が必要と考えるのか。</p>
委員	<p>両方が必要だと考える。</p> <p>この委員会は廃棄物処理施設専門委員会なので施設について議論することにはなっているが、廃棄物処理施設がリサイクル工場になっている場合もある。</p> <p>廃棄物が施設に搬入され、ある工程までが廃棄物で、残りの工程がリサイクル品とすると、廃棄物処理とされる工程までを審査するのと、リサイクル施設で作られた製品まで審査するのでは大きな違いがある。</p>
委員長	<p>廃棄物処理施設を捉えた場合、そこで行われていることについては、全て議論の対象となるという考えもある。</p>
委員	<p>審査の対象は施設全体だと考える。</p> <p>廃棄物を処理する施設という観点からの審査と、物を製造する工場という観点からの審査があり、中間部分にリサイクル施設があると捉えることが出来る。</p>
委員長	<p>処理と製造の両方の視点が必要だと思うが、この委員会の審査範囲としては、最終的な製品となる工程までということか。</p>

委 員	施設から搬出されるところまでは審査せざるを得ないとする。
事 務 局	<p>委員指摘のとおり、中間処理では再資源化が基本となっており、難しい面が出てきている。</p> <p>廃棄物処理法は廃棄物という「物」に注目しているため、中間処理施設で特定の処理工程以降は価値のある商品になったとしても、それがそこにあるうちはまだ廃棄物として扱わなければならないことになっている。環境省の見解は、中間処理されたものが購入者の占有下になるまでは廃棄物として扱うというものである。しかし、この見解が現実とそぐわなくなっている部分もあると考える。</p> <p>今後は、法律上の適正処理も含め、他県等、様々な事例を参考に研究して参りたい。</p>